

総合計画の概要

令和 3 年に策定した第 5 次総合計画において、10 年間の基本構想を設定し、取り組んでいる。

そのなかで、基本構想を達成するための計画について、前期基本計画の期間が令和 7 年度（2025 年度）までとなっているため、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの後期基本計画を策定する必要があり（下図の赤枠部分）、令和 6 年度（2024 年度）から令和 7 年度（2025 年度）に 2 年間かけて策定する（詳細は、資料 5 p. 3 を参照）

